(傍線の部分は改正部分)食品衛生法第十九条第一項の規定に基づく表示の基準に関する内閣府令(平成二十三年内閣府令第四十五号)一部改正(案) 新旧対照表

別表第一~第六 (略)	別表第一~第六 (略)
	きる。 あっては、乳児用規格適用食品である旨の表示を省略することがで
	あって、乳児用規格適用食品であることが容易に判別できるものに
	第二十条 第一条第二項の規定にかかわらず、乳児用規格適用食品で
第二条~第十九条 (略)	第二条 第十九条 (略)
	旨の表示を付し、又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。
	8 乳児用規格適用食品以外の食品には、乳児用規格適用食品である
3~7 (略)	3~7 (略)
	にあっては、乳児用規格適用食品である旨
	規格が適用される食品(以下「乳児用規格適用食品」という。)
	四十五 法第十一条第一項の規定に基づき定められた乳児用食品の
	一~四十四 (略)
記載しなければならない。	記載しなければならない。
に見ることができるように当該容器包装又は包装の見やすい場所に	に見ることができるように当該容器包装又は包装の見やすい場所に
まで、第十六条及び第十九条において同じ。) を開かないでも容易	まで、第十六条及び第十九条において同じ。) を開かないでも容易
小売のために包装されている場合は、当該包装。第五条から第八条	小売のために包装されている場合は、当該包装。第五条から第八条
販売の用に供するものは、次に掲げる事項を容器包装(容器包装が	販売の用に供するものは、次に掲げる事項を容器包装 (容器包装が
2 前項 (第十一号の二を除く。) に定める食品又は添加物であって	2 前項(第十一号の二を除く。)に定める食品又は添加物であって
	一~十四 (略)
ほか、次の各号に掲げるものとする。	ほか、次の各号に掲げるものとする。
より、表示を行うべき食品又は添加物は、他の法令に定めるものの	より、表示を行うべき食品又は添加物は、他の法令に定めるものの
第一条 食品衛生法(以下「法」という。)第十九条第一項の規定に	第一条 食品衛生法 (以下「法」という。) 第十九条第一項の規定に
現	改正案
- (信義) 音之一已工音之)	